

第 4 部

資料編

資料1 策定経過

第2次香美町総合計画後期基本計画策定経過

期日	内容
令和2年8月7日	第2次香美町総合計画後期基本計画の諮問について ※
令和2年8月20日	令和2年度第1回小代区地域協議会 第2次香美町総合計画後期基本計画の策定について
令和2年8月26日	令和2年度第1回村岡区地域協議会 第2次香美町総合計画後期基本計画の策定について
令和2年9月2日	令和2年度第1回香美町総合計画審議会 ①香美町総合戦略（令和元年度施策の効果・検証等）について ②第2次香美町総合計画後期基本計画の策定について
令和2年9月8日	令和2年度第1回香住区地域協議会 第2次香美町総合計画後期基本計画の策定について
令和2年10月8日	令和2年度第2回香美町総合計画審議会 第2次香美町総合計画後期基本計画（案）について
令和2年10月12日～ 令和2年10月30日	パブリックコメント
令和2年10月22日	令和2年度第2回小代区地域協議会 第2次香美町総合計画後期基本計画の策定について
令和2年10月28日	総務民生・産業建設文教常任委員会合同委員会 第2次香美町総合計画後期基本計画について 令和2年度第2回香住区地域協議会 第2次香美町総合計画後期基本計画の策定について
令和2年10月29日	令和2年度第2回村岡区地域協議会 第2次香美町総合計画後期基本計画の策定について
令和2年11月16日	香美町総合計画審議会からの答申 第2次香美町総合計画後期基本計画（案）について
令和2年12月2日	第123回香美町議会定例会 「第2次香美町総合計画後期基本計画を策定することについて」上程
令和2年12月16日	第123回香美町議会定例会 「第2次香美町総合計画後期基本計画を策定することについて」可決

※ 2020（令和2）年度第1回総合計画審議会が新型コロナウイルス感染症の影響により延期となったため、会議開催予定日であった8月7日に総合計画審議会に対して諮問した。

1 募集の概要

1. 目的

本町の10年間の「まちづくりの基本的な方針」として、町の将来の在り方とその実現に向けた基本的な方向性を示すとともに、町民と行政が町の将来像を共有し、まちづくりを進めていくための計画である「第2次香美町総合計画（後期基本計画）」の策定にあたり、広く意見を求めるため。

2. 第2次香美町総合計画（後期基本計画）の概要

第2次香美町総合計画は、基本理念やまちの将来像を示す「基本構想」とまちの将来像の実現に向けた基本的な諸施策を体系別に示す「基本計画」で構成され、計画期間は次に示すとおり。

計画期間 基本構想：2016（平成28）年度～2025（令和7）年度
基本計画：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

3. 意見募集期間

2020（令和2）年10月12日（月）～2020（令和2）年10月30日（金）

4. 周知方法

- ア 町ホームページへの掲載
- イ 香美町企画課及び各地域局での閲覧

5. 提出方法

- ア 香美町企画課又は各地域局への提出
- イ 郵送による提出
- ウ FAXによる提出
- エ 電子メールによる提出

2 募集の結果

1. 提出者数

0人

2. 提出件数

0件

資料3 審議会委員名簿

第2次香美町総合計画後期基本計画審議会委員名簿

任期：R1.12.26～R3.12.25

団体名等	役職等	委員名	備考
町行政委員会の委員			
香美町農業委員会	会長	亀村庄二	
香美町教育委員会	委員	野村道彦	
公共的団体等の役員又は職員			
香美町連合自治会	副会長	西村功	
香美町いずみ会	副会長	田淵悠代	
香美町社会福祉協議会	会長	太田培男	
香美町商工会	会長	中村暁	会長
香美町観光連絡協議会	会長	浜田義夫	
但馬漁業協同組合	副組合長理事	山下徹	
香住水産加工業協同組合	理事	田中一行	
たじま農業協同組合	理事	中村優	
識見を有する者			
	香住区	長一仁	
	香住区	橋本昭弘	
	香住区	森千佳子	
	村岡区	西村昌樹	
	村岡区	森本敦子	
	小代区	太田垣修	副会長
	小代区	藤井紀子	

(敬称略)

香美町総合計画審議会設置条例

(施行) 平成17年9月30日条例第237号

(改正) 平成23年12月13日条例第27号

令和元年12月19日条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、香美町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 基本構想(本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めるものをいう。)に関すること。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する本町の都市計画及び土地利用計画に関すること。

(3) 本町の公共事業の評価に関すること。

(4) その他町長が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員及び特別委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町行政委員会の委員

(2) 公共的団体等の役員又は職員

(3) 識見を有する者

3 特別委員は、前条第1項第2号に掲げる事項を調査審議する場合に、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条第1項の規定により、町議会議員である者のうちから町長が委嘱する。

4 前項の特別委員は、前条第1項第2号に掲げる事項の調査審議を行う場合に限り、審議会の会議に出席する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 委員が欠けたとき、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務をより能率的に遂行するための専門部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(住民等の意見)

第8条 審議会は、特定の住民の権利義務に大きな影響を及ぼすおそれのある事項その他重要な事項について調査審議するときは、町の区域内に住所を有する者及び当該事項に係る関係者の意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月13日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第30号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

地域自治区の設置に関する協議書

(地域自治区の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第2項の規定に基づき、合併前に美方町、村岡町及び香住町の区域であった区域ごとに地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称)

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、小代区、村岡区及び香住区とする。

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
香美町小代区大谷 564 番の 1	香美町小代地域局	小代区の区域
香美町村岡区村岡 390 番地の 1	香美町村岡地域局	村岡区の区域
香美町香住区香住 870 番地の 1	香美町役場	香住区の区域

(地域協議会の設置及び構成員)

第4条 地方自治法第202条の5第1項の規定により設置する各地域自治区の地域協議会（以下「協議会」という。）は、それぞれ、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬については、香美町において定める特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により支払うものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。

(協議会の権限)

第6条 協議会は、次の掲げる事項のうち、町長その他の町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所管する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 町の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 町長は、次に掲げる町の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新町まちづくり計画に関する事項
- (2) 基本構想及び各種振興計画に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとことによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第9条 この協議会に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

本計画における施策指標

本計画の取組を着実に推進することを目的とし、アンケート調査や定期的な統計調査による数値等を基に具体的な施策ごとに設定しています。

基本方針Ⅰ ふるさとを担う子どもを育むまち

主要施策	具体的な施策	指標	前回値	現状値	目標値	出典
地域で子育てを担うまち	結婚・出産・育児に対する支援の充実	子育て世代包括支援センターの認知度（香美町子育てに関するアンケートの調査項目）（%/累計）	-	52.2 (2018年度)	90.0	健康課資料
		<設定理由・設定の考え方> 子育て世代包括支援センターの認知度の増加は利用者の増加につながり、地域や他の子育て中の親子との繋がりがつくりや、安心感をもって子育てができる環境整備につながる。				
	子育てに関するサービスの充実	年度末時点の保育所等における待機児童（人/年間）	-	1	0	子ども教育課資料
<設定理由・設定の考え方> 子どもの数は減少している一方で、女性の就業希望者が増加していることから、待機児童数をゼロに抑えることが安心して子育てができる環境整備につながる。						
地域で子育てを担うまち	子育て・子育て環境の充実	「香美町で子育てをしたい」と思う親の割合（乳幼児健康診査問診票の問診項目（健やか親子21健康水準指標））（%/年間）	-	3歳児： 92.4	3歳児： 95.0	健康課資料
		<設定理由・設定の考え方> 香美町で子育てをしたいと思う親の割合の増加は、子育て環境が充実していることの裏付けとなる。				
学校と地域がつながるまち	チーム学校に基づいた学校教育の推進	「学校に行くのは楽しい」児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）（%/年間）	小6： 88.0 中3： 84.0	小6： 84.0 中3： 88.0	小6： 90.0 中3： 90.0	全国学力・学習状況調査
		<設定理由・設定の考え方> 学校に行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合を増やすことは、学力の向上はもとより、学校教育の質的向上・充実につながる。				

生涯を通じ学びあうまち	社会教育の推進	「今住んでいる地域の行事に参加している」児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）（%/年間）	-	小6： 95.3 中3： 92.6	小6： 95.0 中3： 95.0	全国学力・学習状況調査
		<設定理由・設定の考え方> 地域行事に参加している児童生徒の割合の増加は、地域ぐるみで青少年健全育成が推進されていることの裏付けとなる。				
	地域連携の推進	ふるさと教育応援団員数（人/累計）	701	662	700	生涯学習課資料
		<設定理由・設定の考え方> ふるさと教育応援団員数が維持できれば、高齢化社会が進行するなかにあっても、地域が学校を支援する体制の維持が可能となる。				
生涯を通じ学びあうまち	施設の整備・充実	スポーツ施設利用者数（人/年間）	85,773	89,932	92,500	生涯学習課資料
		<設定理由・設定の考え方> スポーツ施設利用者数の増加は、スポーツに対する住民の関心が高いことの裏付けとなる。				
	生涯学習の推進	図書室利用者数（人/年間）	8,060	8,034	8,450	生涯学習課資料
		図書貸出冊数（冊/年間）	-	31,113	33,000	生涯学習課資料
<設定理由・設定の考え方> 図書室利用者及び図書貸出冊数の増加は、生涯学習の振興につながる。						
スポーツの推進	スポーツ・レクリエーション事業への参加者数（人/年間）	-	17,619	20,000	生涯学習課資料	
	<設定理由・設定の考え方> スポーツ・レクリエーション事業への参加者数の増加は、生涯スポーツの振興と活気あるまちづくりにつながる。					

文化を育み創るまち	文化芸術活動の推進	香住区中央公民館文化ホールの延べ入場者数（人/年間）	1,020	1,210	1,500	生涯学習課資料
		<設定理由・設定の考え方> 香住区中央公民館文化ホール事業入場者の増加は、住民が芸術文化に触れる機会が増加していることの裏付けとなる。				
	文化財の保護	文化財関連印刷物の発行件数（件/年間）	14	14	18	生涯学習課資料
		<設定理由・設定の考え方> 文化財関連印刷物の発行により住民の文化財保護に対する意識醸成を図る。				
	多文化共生社会の推進	にほんご教室支援ボランティア数（人/累計）	-	5	10	企画課資料
		<設定理由・設定の考え方> 日本語教室支援ボランティアの増加は、多様な文化や考え方をもった住民同士がお互いに理解し合い、生活の基盤となる地域づくりにつながるため。				

基本方針Ⅱ 若者がいきいきと働くまち

主要施策	具体的な施策	指標	前回値	現状値	目標値	出典
地域を担う産業人を育むまち	担い手の確保・育成 農林水産業の	新規就農者数（農業、畜産業）（人/年間）	-	3	5	農林水産課資料
		<設定理由・設定の考え方> 新規就農者の確保は、担い手や後継者の育成につながる。				
	支える人材への支援 観光業・商工業を	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定件数（件/累計）	-	0	10	観光商工課資料
		<設定理由・設定の考え方> 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進は、企業イメージの向上と人材の定着・確保につながる。				

次代を生かす農林業を振興するまち	観光業・商工業の 雇用対策の推進	ハローワーク香住管内（美方郡）有効求人倍率（倍/年間）	0.93	1.79	1.79	観光商工課資料
	<設定理由・設定の考え方> 有効求人倍率は、経済の影響を受けやすい数値であるが、安定した雇用の確保と就業環境向上の目安となる。					
	農業の振興	経営耕地面積（田）(ha)	-	512	500	農林水産課資料
	<設定理由・設定の考え方> 経営耕地面積の維持・減少防止は、優良農地の確保、ひいては農業の振興につながる。					
	畜産の振興	繁殖雌牛飼養頭数（頭/年間）	1,223	1,422	1,500	農林水産課資料
<設定理由・設定の考え方> 繁殖雌牛飼養頭数の増頭は、畜産業の維持・発展につながる。						
林業の振興	間伐実施面積（ha/年間）	-	331	350	農林水産課資料	
<設定理由・設定の考え方> 適切な間伐の推進が森林の公益的機能の保全や林業生産力向上の促進につながる。						
有害鳥獣対策	有害鳥獣（シカ・イノシシ）捕獲頭数（頭/年間）	-	2,256	3,000	農林水産課資料	
<設定理由・設定の考え方> 有害鳥獣捕獲頭数の増加が農林業や生活被害の減少につながり、農地の荒廃や生産意欲の減退を防ぎ、農林業の振興に寄与する。						
水産業を振興するまち	漁業の振興	漁獲金額（百万円/年間）	3,806	4,668	5,000	農林水産課資料
<設定理由・設定の考え方> 「香住」「柴山」ブランドのさらなる高品質化と販売拡大戦略の推進による効果測定を行う。						

地域資源を活かし人と経済の循環を生みだすまち	水産加工業の振興	水産加工業の売上額（百万円/年間）	12,904	13,500	14,000	農林水産課資料
	<設定理由・設定の考え方> 町内事業所の衛生管理促進や先端技術導入、新商品開発等を通じたブランド化、販路拡大に対する取組の効果測定を行う。					
	商工業の振興	起業や商工業者の経営課題に関する相談件数（件/年間） ※商工会への相談を含む	-	12	24	観光商工課資料
	<設定理由・設定の考え方> 起業や商工業者の経営課題解決への支援が商工業の振興につながり、地域内経済の循環に寄与する。					
観光業の振興	観光入込客数（万人/年間）	135.1	132.5 (2018年度)	165.0	観光商工課資料	
	宿泊者数（万人/年間）	32.6	36.8 (2018年度)	42.6	観光商工課資料	
	<設定理由・設定の考え方> 観光者数及び宿泊者数の増加により観光消費額の増加を図ることで、観光業の振興に寄与する。					
ものづくりの推進	新商品開発に向けた専門家による指導事業所数（事業所/累計）	-	1	12	観光商工課資料	
<設定理由・設定の考え方> 専門家の支援による製造、加工・販売の一体的な取組による確実な商品化の推進を図り、新たな特産品の開発に資する。						

基本方針Ⅲ みんなが安心して暮らせる健康長寿のまち

主要施策	具体的な施策	指標	前回値	現状値	目標値	出典
健やかに暮らせるまち	健康づくりの推進	特定健康診査受診率（%/年間）	39.1	47.4 (2018年度)	60.0	健康課資料
		<設定理由・設定の考え方> 特定健康診査受診率の向上は、疾病の早期発見による医療費の抑制やきめ細かな保健指導による住民の健康づくりにつながる。				
	医療環境の充実	公立香住病院・国保診療所の常勤医師数（人/年間）	-	7.5	9.5	香住病院資料
<設定理由・設定の考え方> 香住病院や国保診療所の医師数の維持・確保が1次医療体制の維持に直結する。						
健やかに暮らせるまち	地産地消を促進する食育の振興	朝ご飯を子どもと一緒に食べている親の割合（乳幼児健診（3歳児））（%/年間）	-	85.5	90.0	健康課資料
		<設定理由・設定の考え方> 乳幼児期の子どもをもつ保護者の食育に対する意識の醸成が、健やかな食文化の担い手を育むことにつながる。				
みんなで支えあい幸せに暮らせるまち	地域福祉の推進	いきいきサロンの開催回数（延べ実施回数）	1,198	1,290	1,380	福祉課資料
		<設定理由・設定の考え方> 区等の公民館等で行ういきいきサロンは、介護予防や集落内の見守りを担う場として重要な役割を果たす。				
みんなで支えあい幸せに暮らせるまち	高齢者福祉の充実	健康状態が『よい※』と回答した高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）（%/年間） ※「とてもよい」と「まあよい」の合計	-	71.8	71.8	福祉課資料
		<設定理由・設定の考え方> 人口に対する高齢者の割合が増加するなか、とりわけ後期高齢者の割合が増加するなかで、健康状態が「とてもよい」「まあよい」とした回答者の割合を維持することは、豊かな長寿社会の実現につながる。				

安全安心に暮らせるまち	障害者福祉の充実	地域生活支援拠点の面的整備	-	未整備	整備完了	福祉課資料
		<設定理由・設定の考え方> 地域生活支援拠点の面的整備は、障害者とその家族の地域での安全安心な生活の実現につながる。				
	防犯力の強化	刑法犯認知件数（美方警察署管内、1～12月）（件/年間）	-	60	0	美方警察署資料
		<設定理由・設定の考え方> 刑法犯認知件数の減少は、防犯体制が充実していることの裏付けとなる。				
	交通安全の推進	人身事故発生件数（美方警察署管内、1～12月）（件/年間）	-	38	0	美方警察署資料
		<設定理由・設定の考え方> 人身事故発生件数の減少は、交通安全体制が充実していることの裏付けとなる。				
	安全安心な消費生活の推進	消費生活に関する出前講座・講演会等の啓発活動の実施件数（件/年間）	-	21	25	町民課資料
		<設定理由・設定の考え方> 出前講座・講演会等の啓発活動の実施件数の増加は、消費生活センターの認知度の高まりと、住民への消費者教育、啓発活動の充実による住民の被害対策の意識の高まりの裏付けとなり、被害防止につながる。				

基本方針Ⅳ みんなで創る魅力あるまち

主要施策	具体的な施策	指標	前回値	現状値	目標値	出典	
みんなで作る災害に強いまち	治山治水対策の推進	県事業の事業着手数（箇所/年）					
		急傾斜地崩壊対策事業	2	1	1~2	建設課資料	
		砂防事業（土石流対策）	-	1	1~2	建設課資料	
		河川事業（香住谷川）	-	事業着手	事業完了	建設課資料	
		河川事業（矢田川）	-	未着手	事業着手	建設課資料	
	<設定理由・設定の考え方> 町及び地元区等が要望している事業の着手数の増加が、住民の望む安全安心な生活と災害に強いまちづくりに寄与する。						
	津波・高潮対策の推進	日本海津波防災インフラ整備計画等における防潮堤等の対策完了地区数（箇所/累計） （地区：余部、下浜、浦上、相谷）	-	0	4	建設課資料	
		<設定理由・設定の考え方> 日本海津波防災インフラ整備計画における防潮堤等の対策の確実な推進が、災害に強いまちづくりに寄与する。					
	消防防災の推進	人口に対する消防団員が占める割合（%/年間）	-	6.0	7.0	防災安全課資料	
		<設定理由・設定の考え方> 地域の理解を得ながら消防団員の確保・育成を進め、消防団員数を確保することが消防防災力の強化につながる。					
地域防災の推進	町総合防災訓練への住民の参加率（%/回）	-	53.0	80.0	防災安全課資料		
	<設定理由・設定の考え方> 町総合防災訓練への住民の参加率の増加は、さまざまな災害への対応力強化と「自らの命は自らが守る」「自らの地域は皆で守る」意識の醸成につながる。						

交通網が充実したまち	道路網の整備	橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）における対策橋梁数（橋/累計）	-	21	58	建設課資料
		町道新設改良事業の進捗率（山手若松線）（%/累計）	-	8.7	100.0	建設課資料
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>町道新設改良事業による道路網の整備及び橋梁の計画的な修繕の推進は、道路施設等の長寿命化及び修繕費用の縮減・平準化につながる。</p>				
充実	公共交通サービスの	町民バス利用者数（人/年間）	31,666	26,059	30,000	企画課資料
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>2020（令和2）年度に実施した町民バス運行見直しによる効果測定を行う。</p>				
快適で心地よい住環境のまち	住環境の整備	老朽危険空家の除却件数（件/累計）	-	0	30	建設課資料
		町営住宅の長寿命化対策（建替等）実施戸数（戸/累計）	-	4	14	建設課資料
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>老朽危険空家の除却及び町営住宅の長寿命化対策の実施が安全で快適な住まいの確保につながる。</p>				
快適な公共空間の整備	公園機能（遊具や付帯設備）の見直しや修繕を図った公園数（箇所/累計）	-	0	3	企画課資料	
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>公園機能の適切な見直しや維持管理の推進は、利用者の満足度の向上と愛着ある公園づくりにつながる。</p>				

	上下水道環境の整備	水道有収率（%/年間）	82.2	83.8	87.4	上下水道課資料
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>有収率の増加は、水道事業が効率的に運営されていることの裏付けとなる。</p>				
		下水道接続率（%/年間）	73.5	81.1	84.1	上下水道課資料
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>下水道接続の増加は、公共用水域の保全につながる。</p>				
住んでみたいまち、住み続けたいまち	移住定住体制の整備	相談窓口を利用して移住した世帯数（世帯/年間）	-	16	15	企画課資料
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>移住者の増加が人口減少の抑制につながる。</p>				
	移住定住に関する情報提供の推進	香美町移住定住支援ウェブサイト WONDER KAMI の利用者（ユーザー）数（人/年間）	-	28,135	30,000	企画課資料
<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>WONDER KAMI の利用者の増加が移住定住の促進につながる。</p>						

基本方針Ⅴ 地域の豊かな資源を生かすまち

主要 施策	具体的な 施策	指標	前回値	現状値	目標値	出典
自然と共生するまち	低炭素社会の推進	「木の駅プロジェクト」参加者数 (人/累計)	-	109	120	農林水産課資料
		<設定理由・設定の考え方> プロジェクトの推進が、エネルギーや経済が循環する持続可能な社会づくりにつながる。				
	まちづくりの推進 快適で住みやすい	「クリーン但馬 10 万人大作戦」への住民の参加率 (%/回)	-	27.0	32.0	町民課資料
<設定理由・設定の考え方> クリーン作戦への参加率向上は、住民の環境美化への関心度を示す。						
自然と共生するまち	まちの景観の保全・形成	まちの景観保全について『満足※』と回答した住民の割合（町民アンケート調査）(%/年間) ※「満足」と「やや満足」の合計	-	-	10.0	企画課資料
		<設定理由・設定の考え方> まちの景観保全について「満足」又は「やや満足」と回答した住民の割合の増加は、景観保全の住民の関心度の浸透を示す。				
環境への責任を果たすまち	循環型社会の構築	ごみの再資源化率 (%/年間)	20.5	20.4	21.4	町民課資料
		<設定理由・設定の考え方> 再資源化率の向上は、循環型社会の形成促進につながる。				
環境への責任を果たすまち	ごみ処理対策の推進	住民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	-	858	845	町民課資料
		<設定理由・設定の考え方> ごみの排出量の抑制は、ごみの排出抑制意識を表し、ごみの減量化につながる。				

基本方針VI 協働によるまちづくりの推進

主要 施策	具体的な 施策	指標	前回値	現状値	目標値	出典
協働で築かれるまち	協働のまちづくりの 推進	「新しい地域コミュニティ（まちづくり協議会）」設立数（組織/累計）	-	0	6	企画課 資料
		<設定理由・設定の考え方> 新しい地域コミュニティによる地域づくりの推進は、住民と行政の相互連携、協力による継続的な地域づくりへつながる。				
	町民参加の 推進	地域協議会委員数に対するまちづくり協議会選出委員の割合（%/年間）	-	-	20.0	企画課 資料
		<設定理由・設定の考え方> 地域協議会は、各地域自治区内の住民との連携強化等を検討するものであるため、地域づくりを担うまちづくり協議会からの委員登用は、町政への住民参加意識を図る指標となる。				
	男女共同参画の 推進	審議会や委員会等への女性委員の登用率（%/年間）	24.2	18.5	30.0	町民課 資料
		<設定理由・設定の考え方> 各種審議会等における女性委員登用率の増加は、住民の男女共同参画意識の向上を示す根拠となる。				
	人権の 尊重	人権施策の推進について『満足※』と回答した住民の割合（町民アンケート調査）（%/年間） ※「満足」と「やや満足」の合計	-	18.3	20.1	企画課 資料
		<設定理由・設定の考え方> 人権施策の推進について「満足」又は「やや満足」と回答した住民の割合の増加は、人権啓発活動の住民への浸透度を示す。				
		人権講演会等の学習機会への参加人数（延べ人/年間）	780	1,240	1,360	町民課 資料
		<設定理由・設定の考え方> 人権講演会をはじめとした人権学習機会への参加者の増加は、人権啓発活動の充実と住民の人権意識の高揚を表す根拠となる。				

基本方針Ⅶ 経営的視点にたった行財政運営の推進

主要 施策	具体的な 施策	具体的な 施策	前回値	現状値	目標値	出典
経営的視点にたった行財政運営がなされるまち	広報・情報発信の充実と Society5.0の実現	町HP上のアンケート回答者のうち、「みつけやすかった」「わかりやすかった」「参考になった」を選択した回答者の割合（%/年間）	-	65.7	80.0	企画課 資料
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>「みつけやすかった」「わかりやすかった」「参考になった」を選択した回答者の割合は、HPが充実していることの裏付けとなる。</p>				
	健全な財政運営の推進	実質公債費比率（%） （2025（令和7）年度決算）	13.6	9.6	12.0 以下	財政課資料 （地方財政 状況調査・ 財政計画）
		将来負担比率（%） （2025（令和7）年度決算）	-	65.6	50.0 以下	財政課資料 （地方財政 状況調査・ 財政計画）
		<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>これまで取り組んできた財政健全化の成果を維持するとともに、中長期的な視点にたった健全で持続可能な財政基盤を構築する。</p>				
	行政改革の推進	普通会計決算における人件費（職員給）に対する時間外勤務手当の占める割合（%/年間）	-	3.1	2.3	総務課 資料
<p><設定理由・設定の考え方></p> <p>時間外勤務手当の抑制は、人員の適正配置と継続的な業務改善サイクルが確実に行われていることの根拠となる。</p>						

資料7 SDGs対応表

基本方針	主要施策		目標1	目標2	目標3	目標4
I ふるさと	1	地域で子育てを担うまち				
	2	学校と地域がつながるまち				
	3	生涯を通じ学びあうまち				
	4	文化を育み創るまち				
II 若者	1	地域を担う産業人を育むまち				
	2	次代を生かす農林業を振興するまち				
	3	水産業を振興するまち				
	4	地域資源を活かし人と経済の循環を生みだすまち				
III 安心	1	健やかに暮らせるまち				
	2	みんなで支えあい幸せに暮らせるまち				
	3	安全安心に暮らせるまち				
IV 魅力	1	みんなで作る災害に強いまち				
	2	交通網が充実したまち				
	3	快適で心地よい住環境のまち				
	4	住んでみたいまち、住み続けたいまち				
V 資源	1	自然と共生するまち				
	2	環境への責任を果たすまち				
VI 協働	1	協働で築かれるまち				
VII 行財政	1	経営的視点にたった行財政運営がなされるまち				

第1部

序論

第2部

基本構想

第3部

基本計画

第4部

資料編

目標 5	目標 6	目標 7	目標 8	目標 9	目標 10	目標 11	目標 12	目標 13	目標 14	目標 15	目標 16	目標 17

あ

I o T : Internet of Things (モノのインターネット)の略称で、家電、自動車、ロボット等あらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生み出されている。

I C T : Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

アセットマネジメント : 持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

1次医療 : 病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療。

イノベーション : 新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること。

インバウンド : 外国人が日本を訪れる旅行のこと。または、外国人旅行者を誘致すること。

AI : Artificial Intelligence (人工知能)の略。人間が知能を使ってすることをコンピューターにさせようとする試み、または、その技術。

SNS : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

SDGs : 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と169のターゲットで構成されている。「持続不可能な世界から持続可能な世界へ変わるために達成しなければならない目標」などと言われている。

か

皆伐 : 一定範囲の樹木を一時に全部または大部分伐採する主伐の一種。

基幹相談支援センター : 障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。

起債 : 地方公共団体が財政資金や事業資金を調達するために債券を発行すること。

共食 : 複数の人が一緒に食事を取ること。

QOL : 「生活の質」を示し、どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生において幸福を見出しているかを尺度として捉える概念。

繰上償還 : 地方債の残債を期日前に一部または全部支払うこと。

グローバル化 : 人・物・金や情報の流れが、国境を越えて全世界的に広がること。

健康保養地 : 豊かな自然環境のなかで、中長期の滞在による健康づくりを行う場。

健全化判断比率 : 財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の総称。

減債基金 : 公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

耕畜連携 : 米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

公益的機能 : 森林がもっている機能のうち広く一般に役立つもの。水資源の涵養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全、快適な環境を形成する機能など。

公共施設等マネジメント : 保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取組。

高齢者大学：高齢者を対象とした教養講座。定年後も自らの教養を高め、学び続けたいと願う高齢者のために、おおむね 60 歳以上を対象に開設される。老人大学とも呼ばれる。

さ

再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に再利用することが可能なエネルギーのこと。

再造林：人工林を伐採した跡地に再び苗木を植えて人工林をつくること。

自主防災組織：地域住民による自主的な防災活動に取り組むことを目的として結成された組織。

社会教育：社会において行われる教育であり、学校教育や家庭教育に対比されることが多い。なお、現在では「社会教育」に換えて「生涯学習」という用語を狭義の同義語として使う場合もある。

循環型社会：限られた資源をなるべく効率的に利用するとともに、再生産・再利用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

生涯学習：人々が生涯にわたり、生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力を向上させるため、主体的に学び続けることをいう。

生涯スポーツ：その生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ」をいう。

森林環境譲与税：2019（平成 31）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立、「森林環境税」（2024（令和 6）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（2019（令和元）年度から譲与）が創設された。間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることを目的に市町村に譲与される特定財源で、市町村等は使途について公表することになっている。

生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のため、地域において主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす。

ストックマネジメント：既存の公共施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。多様化する需要に対して、これまでのように公共施設を解体して新築（改築）を繰り返さず、既存公共施設の計画的な保全により、必要に応じて長寿命化等の有効活用を行う。

スポーツツーリズム：スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流や、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境整備、また国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的なスポーツ観光のこと。

Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）と定義されている。

た

多文化共生社会：他者の文化の相互承認と共存が可能になっている社会。異なる立場の人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等に移住し、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

地域自治区：合併関連法により、市町村合併の際に「住民自治の充実と合併に対する住民不安の解消」を目的として、旧市町村単位で設置することができる自治・行政組織。香美町では2004（平成16）年に旧香住町、旧村岡町、旧美方町の間で締結された「地域自治区の設置に関する協議書」により香住区、村岡区、小代区が設置されている。

地域包括ケアシステム：地域の保健、医療及び福祉の関係者が連携・協力して、住まい・医療・介護・予防・生活支援について、住民のニーズに応じた一体的なサービスを行う仕組み。

通信インフラ：社会基盤として敷設、運用される通信回線や通信機器、施設などの総体のこと。

低炭素社会：地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を低く抑えた石油等の化石燃料に頼らない社会。

DMO：Destination Marketing/Management Organizationの略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点にたった観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす法人のこと。

ドクターカー：医師が乗って現場に出動する自動車。肺に酸素を送る気管内挿管、点滴、心臓の刺激装置を有する。看護師が同乗し、電話で医師の指示を受けつつ手当てすることもある。

な

内水面漁業：河川・湖沼などで行う漁業及び養殖業。海で行う海面漁業に対していう。

2025 問題：戦後すぐの第一次ベビーブーム（1947年～1949年）の時に生まれた、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題。

2次医療：入院医療および専門外来医療。

日本型直接支払3事業：多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度の3事業で、3制度をあわせて日本型直接支払制度と呼び、2015（平成27）年度から法制化された。

認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のこと。

認定農業者：農業者が、将来の経営の姿を「農業経営改善計画」で計画し、その計画を町より認定された方を指す。「農業のスペシャリスト」として、関係機関から支援を受けることができる。

農地中間管理事業：農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約を推進するため、「農地中間管理機構」が農地所有者と担い手との間に介在し、農地の借受・貸付を促進する事業。

ノルディックウォーク：フィンランドが発祥地の2本のポールを使ったウォーキング。

は

バイオマス：生物から生まれた有機性の資源で、エネルギーや物質に再生可能なもの（石油、石炭等の化石資源は除く）。農水産物、家畜排せつ物、木くず、食品廃棄物等がある。

H A C C P：Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点（ハサップ））の略。食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。

波蝕：海岸に打ち寄せる波による浸食作用のこと。

人・農地プラン：高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」の解決をめざし、経営体（個人、法人、集落営農）の在り方や経営体への農地集積の考え方、地域農業の在り方等を定めた計画。

P D C A：計画の推進において、「P L A N = 計画」「D O = 実施」「C H E C K = 評価」「A C T I O N = 改善」の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

ビッグデータ：膨大かつ多様で複雑なデータであるが、そのデータ間の関係性等を分析することで、新たな価値を生み出す可能性のあるデータ集合。

複式学級：小、中学校において2つ以上の学年の児童、生徒を1つに編制した学級。

プラットフォーム：基盤や土台、環境を意味する言葉で、商品やサービス等を提供する者と利用者が結びつく場所を提供すること。

プロトン凍結：菱豊フリーズシステムズ社製「プロトン凍結機」で凍結（冷凍）されたものをいい、急速凍結の環境下に均等磁束と電磁波を加えて凍結（冷凍）することで、食品・食材の鮮度や食感、風味を維持する冷凍技術。

ま

マネジメントサイクル：投じた予算に対して、目標とする成果が上がっているかどうかを評価し、上がっていない場合は改善策を検討するとともに、次年度の予算編成につなげること。

木質バイオマス発電：間伐材や未利用木材を利用して木質チップやペレットを作り、ボイラーで燃やして発電する仕組みのこと。

目的型コミュニティ：ある特定の目的・使命を遂行するために組織された団体。N P O 法人・ボランティア団体・まちづくり団体などの市民活動団体がある。

U・Iターン就職者：Uターン就職者は地方で生まれ育った人が都市部の学校に進み、卒業後は出身地に戻って就職する人のこと。Iターン就職者は出身地とは異なる地方に移住して就職する人のこと。

遊休：活用されないで放置してあること。

ユニバーサルデザイン：全ての人が等しく使うことができる、あるいは使いやすいデザイン・設計のこと。

ら

レセプトデータ：保険診療を行った医療機関が保険者に診療報酬を請求するための明細書情報のこと。（近年、この情報を集積・分析することにより効果的な健康づくりの推進が期待されている。）

6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出し、農山漁村の所得の向上や雇用の確保をめざす取組のこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス：仕事（ワーク）と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった生活（ライフ）との調和をとり、その両方を充実させるという働き方・生き方。

第2次香美町総合計画 後期基本計画

2021（令和3）年3月発行

香美町 企画課

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

T E L 0796-36-1962

F A X 0796-36-3809
